

平成25年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

都道府県名： 栃木県
農業委員会名： 足利市農業委員会

I 法令事務に関する点検

1 総会等の開催及び議事録の作製

(1) 総会等の開催日・公開である旨の周知状況

周知している 周知していない又は周知していなかった

周知の方法	市ホームページに掲載している。
改善措置	—
周知していない場合、その理由	—

(2) 総会等の議事録の作製

作製している 作製していない又は作製していなかった

作製までに要した期間	約1週間
改善措置	—

※ 作製までに要した期間については、議事録の作製の手続及びそれに要した平均日数を記入

(3) 議事録の内容

詳細なものを作製している 概要のみで作製している又は作製していた

改善措置	—
------	---

(4) 議事録の公表

公表している 公表していない又は公表していなかった

公表の方法	市ホームページに掲載している。
改善措置	—

2 事務に関する点検

(1) 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数: 25件、うち許可 25件及び不許可 0件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	申請書類の確認を行うとともに、複数の農業委員及び事務局職員で現地調査並びに必要なに応じて申請者に対する聞き取りを実施している。			
	是正措置	—			
総会等での審議	実施状況	関係法令・審査基準に基づき、議案ごとに審議している。			
	是正措置	—			
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数	25件		
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数	0件		
	是正措置	—			
審議結果等の公表	実施状況	議事録に掲載の上、公表している。			
	是正措置	—			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から25日	処理期間(平均)	20日
	是正措置	—			

(2) 農地転用に関する事務 (意見を付して知事への送付)

(1年間の処理件数: 86件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	事務局及び複数の農業委員による現地調査を実施し、必要なに応じて申請者から聞き取り調査を実施。			
	是正措置	—			
総会等での審議	実施状況	現地調査及び聞き取り調査の結果を踏まえ、農地区分、許可基準等を該当状況を報告し、審議する。			
	是正措置	—			
審議結果等の公表	実施状況	許可書の交付時に審議結果と転用にあたり注意すべき事項を申請者へ伝える。また、議事録にも掲載し審議結果の公表をしている。			
	是正措置	—			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から30日	処理期間(平均)	25日
	是正措置	—			

(3) 農業生産法人からの報告への対応

点検項目	実施状況		
農業生産法人からの報告について	管内の農業生産法人数		4法人
	うち報告書提出農業生産法人数		3法人
	うち報告書の督促を行った農業生産法人数		1法人
	うち督促後に報告書を提出した農業生産法人数		0法人
	うち報告書を提出しなかった農業生産法人		1法人
	提出しなかった理由	事務手続きが遅れているため。 (提出する旨の連絡は受けている)	
	対応方針	—	
農業生産法人の状況について	農業生産法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農業生産法人数		0法人
	対応状況	—	

(4) 情報の提供等

点検項目	具体的な内容	
貸借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象貸借借件数 560件 公表時期 平成26年1月 情報の提供方法:市のホームページ、チラシ等を配布。
	是正措置	—
農地の権利移動等の状況把握	実施状況	調査対象権利移動等件数 1,372件 取りまとめ時期 平成26年3月 情報の提供方法:市の統計書等に掲載。
	是正措置	—
農地基本台帳の整備	実施状況	整備対象農地面積 2,854ha 整備方法:電算処理システムを導入し整備 データ更新:農地の利用状況調査結果、相続等の届出、農地法の許可、農用地利用集積計画に基づく利用権設定等、その他補足調査を踏まえ毎月更新。
	是正措置	—

(5) その他法令事務に関するもの

農用地利用集積計画の決定

(1年間の処理件数: 924件、うち決定 924件)

点検項目		具体的な内容
事実関係の確認	実施状況	農用地利用集積計画の記載内容を確認している。
	是正措置	—
総会等での審議	実施状況	関係法令・審査基準に基づき、議案ごとに審議している。
	是正措置	—
審議結果等の公表	実施状況	議事録に掲載の上、公表している。
	是正措置	—

(6) 地域の農業者等からの意見等

農地法第3条に基づく許可事務	なし
農地転用に関する事務	なし
農業生産法人からの報告への対応	なし
情報の提供等	
その他法令事務に関するもの	なし

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

II 法令事務(遊休農地に関する措置)に関する評価

1 現状及び課題

現 状 (平成25年4月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	2,374ha	28ha	1.2%
課 題	耕作放棄地の全体調査では、24年度は27haと前年度から増加しており、農地利用状況調査においても農地の有効活用が図られていない農地が増加傾向にある。さらに、鳥獣害や高齢化に伴う担い手不足等による遊休化が進み増加が見込まれることから、遊休農地の解消も進みにくい状況である。		

※ 遊休農地面積は、農地法第30条第1項及び第2項に規定する農地の利用状況調査により把握した同条第3項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 平成25年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達成状況(②/①×100)
1ha	△4ha	△400%

※1 目標欄には、別紙様式2の1の4の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に1の遊休農地面積をどの程度減少させたかを記入

3 2の目標の達成に向けた活動

活動計画	農地の利用状況調査	調査実施時期	調査員数(実数)	調査結果取りまとめ時期		
		6月～10月	18人	10月～12月		
	調査方法	1 管内全域を調査区域とし、道路からの目視による巡回調査を一斉に実施し、遊休化している場合は、当該農地等の状況を詳しく確認し、地図等に記録する。 2 毎年、重点調査区域を指定し、5カ年により担当の調査員を定めて調査する。				
遊休農地への指導	実施時期:1月～2月					
活動実績	農地の利用状況調査	調査実施時期	調査員数(実数)	調査結果取りまとめ時期		
		7月～2月	8人	8月～3月		
	調査方法	まず、所有者へのアンケートを実施し、耕作状況の確認をした。その後、遊休農地として回答した農地については、調査員が現地調査を行った。				
	遊休農地への指導	実施時期:8月～9月				
	指導件数:	805件	指導面積:	45ha	指導対象者:	370人
	遊休農地である旨の通知	件数:	0件	面積:	0ha	対象者:
農業上の利用の増進を図るために必要な措置を講ずべきことの勧告	件数:	0件	面積:	0ha	対象者:	0人
その他の取組状況	毎年、年2回の農地パトロールの実施(8月・2月)					

※ その他の取組状況欄には、農地の利用状況調査以外の遊休農地に対する監視活動を記入

4 評価の案

目標に対する評価の案	徐々に解消はしているが、それ以上に遊休農地化が増加している。活動により目標は上回っているため適切であった。
活動に対する評価の案	継続して遊休農地の所有者等への指導を行い、解消に向けた理解が進んでいる。今後も解消に向け引き続き指導していく。

5 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	なし
活動の評価案に対する意見等	なし

6 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価	徐々に解消はしているが、それ以上に遊休農地化が増加している。活動により目標は上回っているため適切であった。
活動に対する評価	継続して遊休農地の所有者等への指導を行い、解消に向けた理解が進んでいる。今後も解消に向け引き続き指導していく。

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

Ⅲ 促進等事務に関する評価

1 認定農業者等担い手の育成及び確保

(1) 現状及び課題

現 状 (平成25年4月現在)	農家数	2,547戸	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
	うち主業農家	358戸	174経営	0法人	0団体
	農業生産法人数	4法人			
課 題	農家の高齢者や後継者不足により地域の農業を担う者が減少しており、地区の状況に合わせた担い手の育成・確保を図っていく必要がある。				

※ 農業者や農業経営体の把握時点が異なる場合には、欄外にそれぞれの把握時点を注記

(2) 平成25年度の目標及び実績

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目 標 ①	0経営	0法人	0団体
実 績 ②	6経営	0法人	0団体
達成状況 (②/①×100)	0.0%	%	%

※1 目標欄には、別紙様式2のⅡの1の(4)の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に(1)の認定農業者、特定農業法人及び特定農業団体をどの程度増加させたかを記入

(3) (2)の目標の達成に向けた活動

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
活動計画	認定農業者協議会と意見交換会を実施し、新しい農業者の育成に努める。	設立に向けた周知を推進する。(農務課)	設立に向けた周知を推進する。(農務課)
活動実績	認定農業者協議会と意見交換会を実施し、新しい農業者の育成に努めた。	設立に向けた周知を推進した。	設立に向けた周知を推進した。

(4) 評価の案

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目標に対する評価の案	実態を踏まえた目標値の再検討が必要。	実態を踏まえた目標値の再検討が必要。	実態を踏まえた目標値の再検討が必要。
活動に対する評価の案	活動の取り組みは計画どおり実施。	活動の取り組みは計画どおり実施。	活動の取り組みは計画どおり実施。

(5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	なし
活動の評価案に対する意見等	なし

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目標に対する評価	実態を踏まえた目標値の再検討が必要。	実態を踏まえた目標値の再検討が必要。	実態を踏まえた目標値の再検討が必要。
活動に対する評価	活動の取り組みは計画どおり実施。	活動の取り組みは計画どおり実施。	活動の取り組みは計画どおり実施。

2 担い手への農地の利用集積

(1) 現状及び課題

現 状 (平成25年4月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	2,374ha	438ha	18%
課 題	農業従事者の減少や高齢化等による耕作放棄地の増加、農地の分散等が有効利用を図る上での課題となっている。		

※ これまでの集積面積は、把握時点において担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

(2) 平成25年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達成状況 (②/①×100)
30ha	206ha	686%

※1 目標欄には、別紙様式2のⅡの2の(4)の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に(1)の集積面積をどの程度増加させたかを記入

(3) (2)の目標の達成に向けた活動

活動計画	流動化推進員による担い手への利用集積の掘り起こし等を含む斡旋活動。 円滑な権利移動ができるよう広報誌やリーフレット等を活用し、利用権設定の制度について周知する。 農家の情報を収集し、人と農地プランに沿った集積活動をサポートする。
活動実績	円滑な権利移動ができるよう広報誌やリーフレット等を活用し、利用権設定制度について周知をした。農地利用集積円滑化団体の活動をサポートした。

(4) 評価の案

目標に対する評価の案	目標を大幅に上回ることができたが、引き続き担い手への農地の利用集積を推進する。
活動に対する評価の案	認定農業者等の担い手への農地の集積が図られたが面的集積に対しての活動が必要。

(5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	なし
活動の評価案に対する意見等	なし

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価	目標を大幅に上回ることができたが、引き続き担い手への農地の利用集積を推進する。
活動に対する評価	認定農業者等の担い手への農地の集積が図られたが面的集積に対しての活動が必要。

3 違反転用への適正な対応

(1) 現状及び課題

現 状 (平成25年4月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)	割合(B/A×100)
	2,374ha	0ha	0%
課 題	現在は、違反転用の発生は確認していない。今後、同様の発生を防止するため農業者等への周知徹底に努めなければならない。 なお、同時に農地パトロールの強化を図る。		

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

(2) 平成25年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達成状況(②/①×100)
0ha	0ha	0%

※1 目標欄には、別紙様式2のⅡの3の(4)の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に(1)の違反転用面積をどの程度減少させたかを記入

(3) (2)の目標の達成に向けた活動

活動計画	8月、2月農地パトロールの実施 9月広報活動(農業委員会だより)
活動実績	8月、2月農地パトロールの実施 1月広報活動(農業委員会だより)

(4) 評価の案

目標に対する評価の案	違反転用は発生防止及び早期発見・早期指導が重要であり、妥当なものとする。
活動に対する評価の案	違反転用の発生防止も兼ねて農地の巡視を実施するとともに、違反転用の啓発活動も努める。

(5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	なし
活動の評価案に対する意見等	なし

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価結果	違反転用は発生防止及び早期発見・早期指導が重要であり、妥当なものとする。
活動に対する評価結果	違反転用の発生防止も兼ねて農地の巡視を実施するとともに、違反転用の啓発活動も努める。

※その他の促進等事務

上記1から3に掲げる事務以外の促進等事務について、目標及びその達成に向けた活動に対する評価を行う場合には、それぞれの事務ごとに、上記1から3の様式に準じて取りまとめること。